

## 随意契約理由書

件名	神戸市会だより印刷等
契約の相手方	株式会社 読売大阪プリントメディア
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>神戸市会だよりは、各定例会終了後、議会の審議内容等を市民に伝えることを目的として年4回発行している。</p> <p>神戸市会だよりを市内全戸に配布するには、同様に市内全戸に配布している広報紙KOBE・区民広報紙に挟み込んで配布する方法が確実かつ効率的であり、広報紙KOBE・区民広報紙印刷配送等の業務仕様書においても、令和2年5月号から令和3年2月号の広報紙の中に市会だより等の挟み込みを数回行うこととしており、市会だより等の挟み込みについては担当部局と契約を行うことが決められているため、上記の広報紙KOBE・区民広報紙の受託業者と契約する必要がある。</p>	
担当部署 (問合せ先)	市会事務局総務課 (電話番号322-5853 内線7111)